

生駒市条例第9号

生駒市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月27日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

生駒市老人デイサービスセンター条例（平成10年12月生駒市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条の表生駒市デイサービスセンター長楽の項を削る。

第3条中「食事の提供」を「排せつ、食事等の介護」に、「等を行う事業」を「その他の老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号）第1条の3に規定する便宜を供与する事業又は介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（次条第1号において「第1号通所事業」という。）であって同令第1条の3の2で定めるもの」に改める。

第4条第1号中「（平成9年法律第123号）」を削り、「介護予防サービス費の支給に係る者」を「第1号通所事業に係る第1号事業支給費の支給を受けることができる者」に改める。

附 則

この条例中第3条及び第4条第1号の改正規定は公布の日から、第2条の改正規定は平成31年4月1日から施行する。